

令和6年度事業計画

1. 基本方針

我が国は、新年早々から能登半島地震が発生し、最大震度7を記録し死者241名、住宅被害が全壊、半壊併せて約3万棟となっており、ライフラインについても断水が未だ解消されていない地域があるなど、あらためて地震を始めとする自然災害の恐ろしさを痛感させられました。また、政治においては、自民党派閥による政治資金問題に端を発し、今後の政権運営に不安感や国民の不信感が高まる可能性もあります。

経済に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻がまだ終息が見えない状況から資源価格の高止まりが続いていることや、各種値上がりが続いていることから景気の先行きに不透明感が強まっている一方、春闘により大企業を中心に軒並み満額回答と賃上げ率が5%を超えるなど、33年ぶりの高水準となり、明るい兆しも見えてきました。こうした傾向が中小企業や地方にも波及できるよう、賃金の底上げを実現していかなければなりません。

さらに、消費税に係るインボイス制度が令和5年10月より始まり、また、フリーランス法施行に伴う契約方法の変更など、シルバー人材センターにおいても消費税の事務や負担が増加することが見込まれており、各支出を抑えつつ健全運営に努めて参ります。

労働環境においては、令和6年1月の二戸地域における有効求人倍率は、前年比0.34ポイント減の1.04倍と、いまだ1倍を超える状況となっておりますが、依然として労働力不足は解消しておらず、シルバー人材センターの業績に影響を与えております。

企業においては、働き方改革の一環として「70歳までの就業確保」の努力義務を規定した高齢者雇用安定法の一部改正が令和3年4月施行され、本人が希望すれば引き続き雇用される環境が整えられつつあります。

一方で総人口は平成20年にピークを迎えて以降減少が続き、また少子高齢化が進んでいることにより労働者の確保が難しい状況が続いており、我が国の成長力を確保していくためには、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

このように高齢者の活躍に期待が高まっており、就業を希望する高齢者に就業機会を提供することを使命とするシルバー人材センターの役割は大きくなっており、会員による社会への再参画を促し、労働人口問題に対応するとともに、高齢者の活力となるようなコミュニティややりがいを与えることで、元気な地域社会づくりに貢献しています。

また、新たな対応も求められており、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「保育等の就業機会の提供に、積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野での高齢者の就業の推進」及び「介護周辺業務や軽易な介護業務に関して、シルバー人材センターを通じた高齢者人材の活用」が掲げられており、地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

このような状況下の中で、高齢者が働くことを通じて生涯にわたり健康で生きがいのある生活を実現し、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与するとともにシルバー人材センターの安定した運営を図るため、中期的な展望で取り組むべき事業等について、第四次

中期計画を定め、取り組んでおります。

全国シルバー人材センター事業協会では、「第2次会員 100 万人達成計画」を策定し、コロナ前の水準に回復させることを最優先に掲げた取組を行うよう全国のセンターに呼び掛けております。当センターでも、市広報や市役所窓口においてチラシ配布をお願いし、市民の皆様への周知を図って、今後の会員増強を目指しているところです。

各事業の実施にあたっては、最優先事項である安全適正就業に努め、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、会員、役職員が一体となり関係機関との連携を図りながら公益社団法人として適正な事業運営を行い、地域の皆様の期待に応え、信頼されるシルバー人材センターを目指し、以下の事業に取り組んで参ります。

2. 事業計画

(1) 会員の増強と就業機会の拡大

会員の増強については、平成 30 年度に全国シルバー人材センター事業協会で策定された「第2次会員 100 万人達成計画」が、コロナ禍の影響を考慮し見直しをされており、可能な限り令和元年度末の 286 名を目指すこととしておりますが、年々減少している状況を鑑みて今年度については、令和 4 年度末の 257 名を上回る 260 名を目指して進めて参ります。

取り組みとしては、一般家庭へのチラシ配布や二戸市役所庁舎内市民課待合室に設置してある大型モニターへの広告放映などを行うとともに、会員一人ひとりが新たな会員の入会勧誘活動を活発化させ、会員拡大に努めて参ります。

会員の就業機会の拡大については、市内の企業等へのリーフレットの配布を行うことや既存の発注者等に対して新たな分野の就業を PR するとともに、二戸市地域包括支援センターと連携を深めて地域の高齢者のニーズを把握しながら「介護予防・日常生活支援総合事業」の拡大や、「空き家等の適正管理の推進に関する協定」などを活用し、新たな就業の創出を図って参ります。

また、退会を希望する会員に対しては、加齢等による体力低下や様々な事情に対応するため希望職種の変更などの相談を行い、新たな就業機会の創出につなげて、退会の抑制を図って参ります。

(ア) 会員の増強

- ① 会員募集チラシの配布
- ② 会員一人が一人会員入会活動
- ③ 定期的な入会説明会の開催
- ④ ホームページおよび SNS による情報発信
- ⑤ 二戸市役所庁舎内市民課待合室の大型モニターへ広告放映

(イ) 就業機会の拡大

① 受託事業

官公庁、民間企業および家庭等からの様々な受注依頼と、会員が希望する職種を考慮しながら、より多くの会員が就業機会を得られるように情報の提

供に努めることにより、生きがいの充実と健康維持を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する就業機会の提供を行って参ります。また、就業機会の拡大のため「介護予防・日常生活支援総合事業」や「空き家等の適正管理の推進に関する協定」による就業機会の確保・拡大を行って参ります。

② 独自事業

会員の就業機会の確保拡大を目的とし、会員の創意工夫や地域のニーズを把握し新たな事業の展開を進める。また、地域のイベント等に参加し会員の就業機会の拡大を行って参ります。

③ 職業紹介事業

雇用による就業を希望する会員および地域の高齢者を対象に、有料職業紹介により就業機会の提供を積極的に行って参ります。

④ 労働者派遣事業

派遣元である連合本部の実施事務所として、労働者派遣により適正な就業機会の提供を行って参ります。また、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用し、会員および企業のニーズを把握して適切な就業開拓を行って参ります。

⑤ 指定管理業務の適正な運営

二戸市から指定管理を受託している二戸市勤労者総合福祉センター（ワークインにのへ）については、適正な管理運営を行うとともに、利用者の利便向上に努めて参ります。

（2）安全適正就業の推進

令和5年度の傷害（熱中症含む）、賠償責任事故は7件発生しました。これらの事故については、もう少し注意をすれば事故を防ぐことができたと思われれます。令和6年度においても会員の安全就業は最優先課題であり、就業中における傷害および賠償責任事故については、会員一人ひとりの安全就業への意識を高める上で必要な研修や講習会等を開催するとともに、安全委員会を中心に就業現場の巡回パトロールにおいて、安全就業基準の遵守などの指導、助言を行い、より一層周知徹底を図って参ります。

さらに、携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）を活用し、適切なタイミングで事故防止の注意喚起を行って参ります。

また、適正就業については、会員不足が大きな課題となっているなかにおいても「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を会員および発注者に広く周知し、長期就業の是正を行い、ローテーションおよびワークシェアリング就業の推進を図って参ります。

（3）普及啓発活動の推進

地域の方々にシルバー人材センター事業の内容を理解していただくために、各種媒体や就業現場を通じてのPRなどを行い、以下の事項を重点に実施して参ります。

① 広報活動強化

- ・ ホームページおよびSNSを積極的に活用して情報発信の強化
- ・ 就業現場にのぼり旗等を設置し近隣住民へのPR
- ・ 入会説明会の定期開催
- ・ 市広報等への会員募集および就業拡大広告掲載
- ・ 地域イベントへ参加しての宣伝活動

② ボランティア活動の実施

- ・ 公共施設の清掃および除草等を通じたPR

(4) 事業運営の活性化

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の精神のもと、役職員が一体となり各種事業が円滑に運営できるよう取り組んで参ります。

① 理事部会活動の活性化

② 職域班の活性化

③ 技能講習会等の開催

就業に必要な知識、技能を付与することにより、会員のスキルアップが図られ、新たな分野での就業を目指すことと、就業中の事故および就業途上の交通事故防止に対しての教育および会員のデジタルスキルを高める事を目的に、各種講習会を実施して参ります。

- ・ 庭木剪定講習
- ・刈払機、芝刈り機取扱講習
- ・ スマートフォン活用講習

(5) 派遣労働者の教育訓練

労働者派遣法で定められている、派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能および知識を習得することができるよう、キャリア形成に資する教育訓練を実施して参ります。

(6) 効率的な組織体制と健全な財政運営

国からの運営費補助のみでは財政安定化は厳しいことから、補助事業の導入は欠かせないものとなっております。そのためには、会員数および労働者派遣での就業を増やしていく必要があるなか、様々な社会情勢等により、それらの業績が下げ止まることも懸念されます。

また、今年度秋ごろからフリーランス新法が施行されることにより、就業前に会員への就業条件明示を行わなければならないことから、パソコンやスマートフォンで就業条件明示や配分金明細書などが確認できるよう、デジタル化を進めて業務の効率化を図って参ります。

様々な要因があるなかでも、安定した事業運営を行うため、健全な財政運営と効率的な事務局体制を確立し組織運営に努めて参ります。